

シルバーホーム高岡あいの風(サービス付き高齢者向け住宅)料金表

令和元年10月1日

所得区分「I～VI以外の方」(月額所得が214000円を超える方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	【※】食費			【※】洗濯費 (月額)	30日月額		31日月額	
					朝食	昼食	夕食		税抜	税込	税抜	税込
	60,000	600	1,200	600	310	540	540	3,000	176,700	185,700	180,490	189,780

所得区分「VI」(月額所得が186000円を超え、214000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	【※】食費			【※】洗濯費 (月額)	30日月額		31日月額	
					朝食	昼食	夕食		税抜	税込	税抜	税込
	29,400	600	1,200	600	310	540	540	3,000	146,100	155,100	149,890	159,180

所得区分「V」(月額所得が158000円を超え、186000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	【※】食費			【※】洗濯費 (月額)	30日月額		31日月額	
					朝食	昼食	夕食		税抜	税込	税抜	税込
	26,400	600	1,200	600	310	540	540	3,000	143,100	152,100	146,890	156,180

所得区分「IV」(月額所得が139000円を超え、158000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	【※】食費			【※】洗濯費 (月額)	30日月額		31日月額	
					朝食	昼食	夕食		税抜	税込	税抜	税込
	23,800	600	1,200	600	310	540	540	3,000	140,500	149,500	144,290	153,580

所得区分「III」(月額所得が123000円を超え、139000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	【※】食費			【※】洗濯費 (月額)	30日月額		31日月額	
					朝食	昼食	夕食		税抜	税込	税抜	税込
	22,200	600	1,200	600	310	540	540	3,000	138,900	147,900	142,690	151,980

所得区分「II」(月額所得が104000円を超え、123000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	【※】食費			【※】洗濯費 (月額)	30日月額		31日月額	
					朝食	昼食	夕食		税抜	税込	税抜	税込
	20,700	600	1,200	600	310	540	540	3,000	137,400	146,400	141,190	150,480

所得区分「I」(月額所得が104000円以下の方)

20.34㎡ (代表)	家賃 (月額)	共益費 (1日あたり)	管理費 (1日あたり)	水道光熱費	【※】食費			【※】洗濯費 (月額)	30日月額		31日月額	
					朝食	昼食	夕食		税抜	税込	税抜	税込
	20,000	600	1,200	600	310	540	540	3,000	136,700	145,700	140,490	149,780

①初回入居費用ご請求時に、敷金として、60,000円を指定口座から一緒に引き落としをさせていただきます。

②上記は税別価格です。管理費・水道光熱費・食費・洗濯費には消費税がかかります。(食費は軽減減税率対象施設となる為、消費税率は8%となります。)

③各種介護保険サービス(シルバークーポン制度有)・各種医療・理髪等に係る費用は別途費用がかかります。

- ④紙パンツ・おむつ等の代金は実費負担となります。
- ⑤有料テレビ等の受信料は別途費用(個人契約)がかかります。
- ⑥【※】は、令和元年10月1日からの変更箇所です。

高岡市サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助制度の事業概要

・高齢者住まい法の改正により創設された、「サービス付き高齢者向け住宅」の普及促進を図るため、住居に入居する世帯に対して家賃の一部を補助することにより、高齢者の居住の安定確保を目的とするものです。

(1) 対象住宅

高齢者の居住安定確保の関する法律(平成13年4月6日法律第26号)第5条第1項の規定により、県の登録を受けた住宅

(2) 補助対象者

- ①高齢者(60歳以上の者)及び同居の配偶者等
- ②月額所得が21万4千円以下の者
- ③市町村税を滞納していない者
- ④暴力団員等でない者

(3) 家賃の減額

1世帯ひと月あたり上限4万円(所得要件及び居室面積による)

算定方法詳細

$$\begin{aligned} \text{契約家賃} &= \text{入居者負担額} + \text{家賃補助額} \\ \text{入居者負担額} &= \text{基準値} \times \text{規模係数} \times 0.8\% \end{aligned} \quad \text{規模係数} = \frac{\text{居住者の専用住居面積}}{39\text{㎡}}$$

(参考)

所得区分	基準値
「Ⅰ」10.4万円以下	43,000
「Ⅱ」10.4万円超 12.3万円以下	46,500
「Ⅲ」12.3万円超 13.9万円以下	49,900
「Ⅳ」13.9万円超 15.8万円以下	53,600
「Ⅴ」15.8万円超 18.6万円以下	59,500
「Ⅵ」18.6万円超 21.4万円以下	66,200

(4) 補助交付期間

当該住宅の管理開始から20年以内

シルバホームクーポン制度

・「シルバーホーム高岡あいの風(サービス付き高齢者向け住宅)」にご入居する要支援・要介護状態の方の場合、「サービス付き高齢者向け住宅の入居諸費用」+「各種介護保険サービス利用料」となり、月々のご料金負担額が高額になる可能性があります。一方で、「サービス付き高齢者向け住宅の入居諸費用」+「各種介護保険サービス利用料」となり、月々のご料金負担があります。そこで、当法人では「シルバーホーム高岡あいの風(サービス付き高齢者向け住宅)」の全ご入居者を対象とし、「シルバーホームクーポン制度」を導入させていただきます。制度の詳細は下記をご参照下さい。

◆ シルバホームクーポン制度の概要

・月々にご利用される各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)に相当する金額を、毎月のサービス付き高齢者向け住宅の入居諸費用の中の管理費から上限を36,000円とし、割引させていただくシステムです。

※1 各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)は利用した介護サービス事業所に直接お支払いただけます。

(割引金額は居宅介護支援事業所が毎月作成する各種介護保険サービスの利用実績を基にさせていただきます)

※2 各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)において、介護サービス種別・介護サービス事業者は問いません。但し、割引対象は区分支給限度基準額内に相当する金額分のみです。区分支給限度基準額外は含みません。

※3 各種介護保険サービスにかかる費用(介護保険1割負担分)に相当する金額は1,000円単位とし、百・十・一円単位は切り捨てて割引させていただきます。

例)

◆1 各種介護保険サービスを利用しなかった方



◇管理費のお支払い … 36,000円(月30日)、37,200円(月31日)

◆2 通所介護のみを利用し、月の介護保険サービスにかかる(介護保険1割負担分)が12684円だった場合



◇管理費のお支払い … 24,000円(月30日)、25,200円(月31日)

◆3 通所介護+訪問介護+福祉用具貸与を利用し、月の介護保険サービスにかかる(介護保険1割負担分)が35000円だった場合



◇管理費のお支払い … 1,000円(月30日)、2,200円(月31日)

※ 上記、管理費には別途消費税がかかります。
